

朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月十三日

水野賢一

参議院議長 山崎正昭殿

朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問主意書

朝鮮戦争の際に米国側の要請を受けて、海上保安庁の特別掃海隊が機雷掃海に当たったとされるが、それに関して以下の点を明らかにされたい。

一 この時、日本としてはどのような陣容でどれだけの期間掃海作業に当たったか。参加人員、船舶数なども含め具体的に明らかにされたい。

二 日本の掃海作業によっていくつの機雷を除去したか。

三 この時の掃海作業は日本領海、公海、他国の領海などの全ての海域において実施されたのか。それぞれの海域で除去した機雷の数と共に明らかにされたい。

四 この時の掃海作業によって日本人の犠牲者はどれくらい出たのか。

五 この掃海作業を実施するための法的根拠は、どの法律の第何条だったのかを明らかにされたい。

六 現在、海上保安庁は日本領海、公海、他国の領海などのそれぞれにおいて掃海作業ができるのか。法制上、掃海作業を実施することが可能なのかという面と能力・装備面で可能なのかという両面から明らかにされたい。

七 日本が直接武力攻撃を受けたわけでない朝鮮戦争において掃海作業を実施したことは集団的自衛権の行使ではないかという見方もありえると思うが、日本としてこの行為を集団的自衛権の行使として国連安保理に報告したことはあるか。

八 この掃海作業は集団的自衛権の行使だったのか、政府の見解を明らかにされたい。仮に違うのであれば、国際法上はどのように位置付けられる行為なのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。